

●香川県病院局告示第1号

平成19年香川県病院局告示第1号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月28日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>(1) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）により積算して得た額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による療養の給付をしたときにおいては労働者災害補償保険法の規定に基づき定められた額とし、社会保険によらないで交通事故に係る療養の給付をしたときにおいては算定方法第2号中「10円」とあるのは「15円」と読み替えるものとする。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第1（第1条、第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 手数料</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 健康診断料</p> <p>ア 略</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による学校の<u>幼児、児童、生徒又は学生</u>の健康診断料は、前号に定める額の半額とする。</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>第1条 香川県立病院（以下「県立病院」という。）を利用した場合に徴収する使用料及び手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定方法」という。）、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）により積算して得た額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による療養の給付をしたときにおいては労働者災害補償保険法の規定に基づき定められた額とし、社会保険によらないで交通事故に係る療養の給付をしたときにおいては算定方法第2号中「10円」とあるのは「15円」と読み替えるものとする。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第1（第1条、第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 手数料</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 健康診断料</p> <p>ア 略</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による学校の<u>学生、生徒、児童又は幼児</u>の健康診断料は、前号に定める額の半額とする。</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p>